

栃木市ひとり親家庭養育費確保支援補助金のご案内 (公正証書作成)

ひとり親家庭の子どもが、養育費を確実に受け取ることができるよう、養育費に関する公正証書等の作成で負担した費用を市が補助します。

対象者	栃木市に在住する(本市に住民登録がある)ひとり親家庭の父又は母で、次の要件をすべて満たしている方が対象です。 ●養育費の取り決めの対象となる児童(20歳未満の児童)を現に養育していること ●児童扶養手当の支給を受けていることまたは同等の所得水準にあること ●養育費の取り決めに係る債務名義(調停調書や和解調書、確定判決、公正証書など)を有していること ●養育費の取り決め等にかかる費用を負担していること ●過去に同一の児童を対象として、地方公共団体(本市を含む)から公正証書等の作成に関する補助金の交付を受けていないこと ●市税に滞納の無い方
補助対象	養育費の取り決めに関する費用分を対象とします。 ●公正証書：公証人手数料令に定める公証人に支払った手数料 ●調停申立：収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用郵便切手代 ●裁判：収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用郵便切手代 * 当事者間で作成した「合意書」「覚書」「離婚協議書」などの作成費用は対象になりません。 * 調停や裁判等における弁護士等の費用は対象外です。
補助額	養育費の取り決めに要した費用(上限額 4万3千円)
申請期間	公正証書等を作成した日の翌日から1年以内にこども家庭センターにお申し込みください。(対象者ご本人が、こども家庭センターの窓口でご申請ください。)
申請窓口	栃木市こども未来部こども家庭センター児童家庭相談係

裏面もご覧ください

申請手続き 及び 必要な書類	支給までの流れ ①補助金交付申請 来所申請 【申請書類】 ■ 栃木市ひとり親家庭養育費確保支援補助金交付申請書 【必要な書類】 ■ 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本 ■ (児童扶養手当受給者の方) 児童扶養手当証書の写し ■ 補助対象経費の領収書の原本(領収書には以下の記載が必要です) ①宛先(支払者の氏名)、②領収年月日、③領収金額 ④取引内容(但し書き)⑤領収者の住所及び氏名⑥領収印 ※写しはこちらでお取りします。 ■ 公正証書等の写し ■ 振込口座の確認ができるもの(通帳の写しなど) ■ その他、市長が必要と認めるもの ②補助金交付決定 ③補助金交付請求 来所申請 【申請書類】 ■ 補助金等交付請求書 【必要な書類】 ■ 補助金等交付決定通知書 ④補助金支給
お申込み お問合せ先	栃木市こども未来部こども家庭センター児童家庭相談係 〒328-0027 栃木市今泉町2-1-40 栃木保健福祉センター2F TEL 0282-25-8033 * 補助金の申請から振込までおおむね2か月程度を要します ますので、あらかじめご了承ください。  栃木市マスコットキャラクター とち介